

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和七年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

第二条中「第七十三条の四第一項第一号に」を「第七十三条の五第一項第一号に」に改め、同条第一号中「第七十三条の四第一項第一号イ」を「第七十三条の五第一項第一号イ」に改め、同条第二号中「第七十三条の四第一項第一号ロ」を「第七十三条の五第一項第一号ロ」に改め、同条第三号中「第七十三条の四第一項第一号ハ」を「第七十三条の五第一項第一号ハ」に改め、同条第四号中「第七十三条の四第一項第一号ニ」を「第七十三条の五第一項第一号ニ」に改める。

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。